

関市告示第314号

関市成年後見制度利用支援事業実施要綱を次のように定める。

令和2年12月7日

関市長 尾 関 健 治

関市成年後見制度利用支援事業実施要綱

関市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成28年関市告示第85号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、認知機能の低下、知的障害、精神障害、発達障害その他の精神上の障害により物事を判断する能力が十分でない者（以下「要支援者」という。）の成年後見制度の利用を支援する事業を実施することにより、要支援者がその有する能力を活用し、自立した生活を営むことができる環境整備に資することを目的とする。

（支援の種類）

第2条 本事業における支援は、次に掲げるとおりとする。

（1） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により市長が行う、家庭裁判所に対する成年後見制度に係る審判の申立て（以下「申立て」という。）

（2） 要支援者、配偶者及び4親等内の親族（以下「親族等」という。）が行う申立てに係る申立手数料、登記手数料、送付費用及び鑑定（診断書の作成を含む。）費用（以下「申立てに要する費用」という。）に対する支援金の交付

（3） 家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第1の13項、31

項及び50項に規定する報酬の付与の審判に基づき家庭裁判所が決定した民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬（以下「報酬」という。）に対する支援金の交付
(市長が行う申立て)

第3条 前条第1号に規定する支援の対象となる要支援者（以下「市長申立て支援対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項に規定する本市の住所地特例対象被保険者その他法令等の規定により本市が支援、保護等を行っている者のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第7条に規定する審査会において適否を審査し、市長が申立てを行うことが必要と認めたものとする。ただし、市長申立て支援対象者に3親等又は4親等の親族であって申立てをするものが明らかに存在するときは、この限りでない。

- (1) 配偶者及び2親等内の親族がいない者
- (2) 配偶者又は2親等内の親族がいる場合であっても、それらの者と音信不通等の状況にある者
- (3) 配偶者又は2親等内の親族がいる場合であっても、それらの者から虐待を受けている事実又はそのおそれがある者
- (4) 配偶者又は2親等内の親族がいる場合であっても、それらの者が申立てを行うことを拒否している者
- (5) 配偶者及び2親等内の親族の存否調査ができない緊迫な事情がある者

2 市長は、次の各号のいずれにも該当しない市長申立て支援対象者の申立てを行ったときは、家事事件手続法第28条第1項の規定により市が負担した申立てに要する費用について求償権を得るため、同条第2項の規定による負担に関する職権発動を促すために家庭裁判所に対して申し立てるものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(2) 前号に掲げる者のほか、第7条に規定する審査会において適否を審査し、申立てに要する費用について市長申立て支援対象者が負担することが困難と市長が認めた者

3 市長は、前項に規定する求償権を得たときは、家事事件手続法第28条第1項の規定により市が負担した申立てに要する費用を市長申立て支援対象者に請求するものとする。

(親族等申立てに要する費用の支援)

第4条 第2条第2号に規定する支援金の交付の対象となる者は、申立てを行う前に本市に申立てに係る支援の申出を行った親族等であって、前条第2項各号のいずれかに該当する要支援者の申立てを行い、成年後見人等が選任されたものとする。

2 第2条第2号に規定する支援金の額は、申立てに要する費用の金額の範囲内で、第7条に規定する審査会において審査し、市長が必要と認める額とする。

3 第2条第2号に規定する支援金の交付を受けようとする親族等（以下この条において「申請者」という。）は、関市成年後見制度利用支援事業親族等支援金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 後見・保佐・補助開始等申立書及びその添付書類の写し

(2) 申立ての審判決定書の写し

(3) 申立てに要する費用を支払ったことが分かる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、第7条に規定する審査会においてその内容を審査し、支援金を交付するかどうかを決定し、関市成年後見

制度利用支援事業親族等支援金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。

5 前項の規定により支援金の交付決定を受けた申請者（以下「親族等申立て支援決定者」という。）は、速やかに関市成年後見制度利用支援事業親族等支援金交付請求書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

6 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、申立てに要する費用について支援金を交付するものとする。

（報酬支援）

第5条 第2条第3号に規定する支援金の交付の対象となる者は、家庭裁判所により成年後見人等を選任された要支援者（以下「成年被後見人等」という。）であって、第3条第2項第1号に該当するもの又は第7条に規定する審査会において審査し、当該支援金の交付について市長が適当と認めるものとする。

2 第2条第3号に規定する支援金の額は、家庭裁判所が決定した報酬金額の範囲内で、第7条に規定する審査会において審査し、市長が必要と認める額とする。

3 第2条第3号に規定する支援金の交付を受けようとする成年被後見人等（以下この条において「申請者」という。）は、家庭裁判所による報酬付与の審判があった日の翌日から起算して60日以内に関市成年後見人等報酬支援金交付申請書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、当該期限までに申請することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

（1） 成年後見人等に対する報酬付与申立書及びその添付書類の写し

（2） 報酬付与の審判決定書の写し

（3） その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、第7条に規定する審査会においてその内容を審査し、支援金を交付するかどうかを決定し、関市成年後見人等報酬支援金交付（不交付）決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知する。

5 前項の規定により支援金の交付決定を受けた申請者（以下「報酬支援決定者」という。）は、関市成年後見人等報酬支援金交付請求書（別記様式第6号）を

市長に提出しなければならない。

6 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、報酬に要する費用について支援金を交付するものとする。

(支援金の返還等)

第6条 市長は、親族等申立て支援決定者又は報酬支援決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第3項又は前条第3項の規定により行った支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(3) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、第4条第4項又は前条第4項の規定により行った支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市成年後見制度利用支援事業支援決定取消(返還)通知書(別記様式第5号)により親族等申立て支援決定者又は報酬支援決定者に通知する。

(関市成年後見審判申立審査会)

第7条 市長が行う申立ての適否等を審査するため、関市成年後見審判申立審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 健康福祉部長

(2) 福祉政策課長

(3) 高齢福祉課長

(4) 子ども家庭課長

(5) 市民健康課長

(6) その他市長が必要と認めた者

3 審査会に会長を置き、健康福祉部長をもって充てる。

4 会長は、会務を掌理し、審査会を代表する。

5 会長に事故あるときは、福祉政策課長がその職務を代理する。

- 6 審査会の会議は、福祉政策課長の要請により会長が招集する。
- 7 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 会長は、審査のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年12月7日から施行する。